

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の
整備等に関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	27
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）	28
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）	29

改 正 案	現 行
（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し） 第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 三 （略） 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。 イ （略） ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第八号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社	（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し） 第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 三 （略） 四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げる要件の全てに該当すること。 イ （略） ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社

債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五〇十 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。ただし、第七号及び第八号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。

一 金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行う者(第十一号、第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において「第一種金融商品取引業者」という。)又は外国の法令に準拠して設立された法人で外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行う者が行う株券等の買付け等であつて、株券等の売付け等(法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。次条第五項第三号、第十二条第八号及び第十四条の三の二第三項において同じ。)の取次ぎに準ずる行為として内閣府令で定める行為のために行うもの

二 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が同号イの交換により行う株

債券の売買が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

五〇十 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

(新設)

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交

券等の買付け等

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が同号ハの交換により行う株券等の買付け等

(削る)

五 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

六 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設け

換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等(株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合(法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。)とその者の特別関係者(同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。)の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の発行する株券等に係る特定買付け等(当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合(その者に特別関係者(同項第一号に規定する特別関係者をいう。)がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。以下この節において同じ。))が三分の二以上となる場合を除く。)

(新設)

(新設)

ている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

七 法人等の行う株券等の買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）を有する法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

八 株券等の買付け等を行う者と当該株券等の買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の百分の三十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。）に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この節において同じ。）に係る議決権を含む。）に係る

。次項第二号において同じ。）に係る株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の買付け等（前号に掲げるものを除く。）

九 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等の買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該株券等の買付け等

（削る）

（削る）

十 （略）

（削る）

（削る）

十一 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

株式又は投資口（外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八 担保権の実行による特定買付け等

九 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

十 （略）

十一 発行者がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式又は新株予約権の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式又は新株予約権を取得することができる旨の定めを設けている場合において、当該株式又は新株予約権の取得と引換えに交付される株券等の買付け等

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第二項第一号及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を第一種金融商品取引業者に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十二（略）

十三 公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 当該公開買付けによる買付け等を行う者と同一の者が行うものであること。

ロ 当該買付け等に係る買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下ロ及び次条第三項において同じ。）が当該公開買付けに係る買付け等の価格を下回らないこと。

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四（略）

（新設）

ハ 当該買付け等に係る株券等の受渡しその他の決済が当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済と同時に終わること。

ニ 当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十七条の十二第二項第四号、第三十六条の三及び第三十六条の四において同じ。）を提供したこと。

ホ 当該公開買付けに係る公開買付開始公告（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告をいう。以下この節において同じ。）及び公開買付届出書（同項に規定する公開買付届出書をいう。へにおいて同じ。）において法第二十七条の十三第四項第二号の条件を付していないこと。

ヘ 当該公開買付けに係る公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）においてニに規定する契約があること及びその内容を明らかにしていること。

十四 担保権の実行による株券等の買付け等

十五 事業の全部又は一部の譲受けによる株券等の買付け等

十六 （略）

十七 株式等売渡請求（会社法第一百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買

（新設）

（新設）

十五 （略）

十六 株式等売渡請求（会社法第一百七十九条の三第一項に規定する株式等売渡請求をいう。第二十八条の二第十三号、第二十九条の二の五第六号及び第三十一条において同じ。）による株券等の買

付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが次条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
- 二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株券等の売買の一方の予約を行っている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を

付け等（当該買付け等の時点において当該株券等の発行者が新株予約権証券を発行している場合（当該新株予約権証券の全てが第八条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものである場合を除く。）には、同法第七十九条第二項に規定する株式売渡請求に併せて同条第三項に規定する新株予約権売渡請求をした場合に限る。）

（新設）

取得するものに限る。」をしている場合

六 その他内閣府令で定める場合

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する買付け等を行う株券等の数又は買付け等の価格の総額が著しく少ない場合として政令で定める場合は、当該株券等の買付け等により増加する当該株券等の買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（同号に規定する株券等所有割合をいう。次条第五項第三号及び第十四条第一項第二号イにおいて同じ。）が千分の五未満である場合（当該株券等の買付け等を行う者が当該株券等の買付け等を行う日前六月間において当該株券等の発行者が発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等及び法第二十七条の二第一項ただし書に規定する適用除外買付け等を除く。）を行つている場合を除く。）とする。

4 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める割合は、三分の二とする。

5 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 （略）

6 法第二十七条の二第二項第二号に規定する政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並

（新設）

（新設）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 （略）

3 法第二十七条の二第二項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定する著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる

びに第一項第一号から第六号まで及び第九号から第十七号までに掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

(削る)

(削る)

買付け等、前項各号に掲げる取引による株券等の買付け等(次条第七項第一号に規定する場合における買付け等を除く。)、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。)の相手方(内閣府令で定めるものを除く。)の人数との合計が十名以下である場合とする。

4 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、第二項第一号に掲げる取引とする。

(公開買付規制の適用となる買付け等)

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合
二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。)としての議決権(社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により発行者に対抗することができる株券等に係る議決権を含む。)を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

-
- 三 投資一任契約（法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合
- 四 株券等の売買の一方の予約を行つている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）
- 五 株券等の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合
- 六 その他内閣府令で定める場合
- 2 法第二十七条の二第一項第四号に規定する政令で定める期間は、三月とする。
- 3 法第二十七条の二第一項第四号の株券等の取得に係る政令で定める割合は、取得しようとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の十とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 4 法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。
-

5 | 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める期間は、当該株券等につき行われている公開買付けに係る公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）に記載された株券等の買付け等の期間の開始日から当該期間の終了の日までとする。

6 | 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める割合は、買付け等を行うとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

7 | 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等とする。

一 | 前条第二項第二号及び第三号に掲げる取引による株券等の買付け等であつて株券等の買付け等の後における株券等買付者（株券等の買付け等を行う者をいう。次号において同じ。）の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等

二 | 株券等買付者が行う株券等の取得（株券等の買付け等及び法第二十七条の二第一項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この号において同じ。）及びその特別関係者（同条第七項第二号に規定する特別関係者をいう。）が行う株券等の取得を株券等買付者が行う株券等の取得とみなして同条第一項第四号の規定を適用することとした場合において、同号に該当することとなる株券

等の取得として行われる株券等の買付け等

(買付け等の期間等)

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告を行った日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格は、当該株券等の種類及び内容に応じ、全ての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は

(買付け等の期間等)

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）を行った日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は

、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行する全ての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行うこと。

6 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、その者が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。第三項から第五項までにおいて同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この項から第三項までにおいて「特別資本関係」という。）を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等との関係とする。

(削る)

、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行する全ての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 その者の親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(削る)

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の關係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との關係とする。

一 その者の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）

二 その者が他の法人等に対して特別資本關係を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本關係を有することとなる場合を除く。）における当該他の法人等

三 その者に対して特別資本關係を有する個人及び法人等

3 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の二十以上の数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合
には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資

二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する關係（以下この条において「特別資本關係」という。）にある場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本關係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の關係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との關係とする。

一 その者の役員

二 その者が他の法人等に対して特別資本關係を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本關係を有することとなる場合を除く。）における当該他の法人等及びその役員

三 その者に対して特別資本關係を有する個人及び法人等並びに当該法人等の役員

3 個人（その親族を含む。以下この条において同じ。）とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法

本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

（公開買付者の関係者）

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う第一種金融商品取引業者又は銀行等（銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。）

人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

6 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

（公開買付者の関係者）

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等（銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。）

二 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 第七条第一項第二号から第六号までに掲げる買付け等をする場合

五 (略)

六 第七条第一項第十三号に掲げる買付け等をする場合

七 第七条第一項第十六号に掲げる買付け等をする場合

八・九 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 剰余金の配当又は金銭の分配(投資信託及び投資法人に関する法律第三十七条第一項に規定する金銭の分配をいう。)

四 当該公開買付けに係る株券等の受渡しその他の決済を行う日より前の日を基準日(会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の三第二

二 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三 (略)

四 第六条の二第一項第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる買付け等をする場合

五 (略)

(新設)

六 第六条の二第一項第十五号に掲げる買付け等をする場合

七・八 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

	項に規定する基準日又は外国の法令におけるこれらに相当する日をいう。)として前三号に掲げる行為を行う旨の決定 2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。 イ・ロ (略) ハ 第十四条第一項各号に掲げる事情が生じた場合において、内閣府令で定めるところにより、買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長しても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして金融庁長官の承認を受けたとき 当該承認に係る期間 三・四 (略) (公開買付けの撤回等) 第十四条 法第二十七条の十一第一項ただし書に規定する政令で定める事情は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一〇五 (略) 2 法第二十七条の十一第一項ただし書に規定する政令で定める重要
	2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。 イ・ロ (略) (新設) 三・四 (略) (公開買付けの撤回等) 第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。 一〇五 (略) 2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の

な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第二項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（同条第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、当該上場株券等の種類及び内容に応じ、全ての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4〃6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に

変更は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第二項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4〃6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に

掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行ふ金融商品取引業者又は銀行等

二 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(削る)

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)		
第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行ふ金融商品取引業者又は銀行等

二 (略)

(禁止される買付条件等の変更)

第十四条の三の八 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第一項に規定する条件を付した場合において、当該条件の内容を変更すること。

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)		
第十四条の三の十一 法第二十七条の二十二の二第一項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同条第十三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)	第二十七条の十二	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項第二号及び第二項第二号	第二十七條の二十の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七條の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項第二号

(株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者等)
第十四条の六 (略)

2 法第二十七条の二十三第三項第三号に規定する政令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 株券等に係るデリバティブ取引の相手方から当該株券等の発行者が発行する株券等を取得する目的

二 株券等の発行者に対して当該発行者が発行する株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有することを示して法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行う目的

2・3 (略)	第二十七条の十二	
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
	次条第一項及び第四項、第二十七条の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項及び第二項	第二十七條の二十の二第二項において準用する次条第一項及び第四項、第二十七條の十四第一項並びに第二十七條の二十一第一項

(株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者)
第十四条の六 (略)
(新設)

三 株券等に係るデリバティブ取引の相手方が保有する議決権（当該株券等の発行者が発行する株券等に係るものに限る。）の行使に影響を及ぼす目的

（個別の権利行使ごとの合意）

第十四条の六の三 法第二十七条の二十三第五項第三号に規定する政令で定める合意は、株券等の保有者が当該株券等の発行者が発行する株券等の他の保有者との間で当該発行者の株主総会又は投資主総会ごとする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会又は投資主総会の議案を他の議案と明確に区別できるよう特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて、当該保有者及び他の保有者が当該議案について共同して議決権を行使することを内容とするものとする。

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

（削る）

一 会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。次項において同じ。）の名義をもつて所有している者（次号及び同項において「支配株主等」という。）と当該会社（同号及び同項において「被支配会社」という。）との関係

（新設）

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 夫婦の関係

二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

二 (略)

三 その他前二号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

(削る)

2 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして前項及びこの項の規定を適用する。

3 第四条の四第三項の規定は、第一項第一号及び前項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(重要提案行為等)

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の

三 (略)

四 その他前三号に掲げる関係に準ずるものとして内閣府令で定める関係

2 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び前二項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(重要提案行為等)

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の

発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号及び第五号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 （略）

三 代表取締役若しくは代表執行役の選定若しくは解職又は執行役員を選任若しくは解任（次号に該当するものを除く。）

四 特定の者の役員への選任

五 （略）

（削る）

（削る）

六 十二 （略）

2・3 （略）

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二 （略）

2 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件

発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一・二 （略）

三 代表取締役の選定又は解職

（新設）

四 （略）

五 支配人その他の重要な使用人の選任又は解任

六 支店その他の重要な組織の設置、変更又は廃止

七 十三 （略）

2・3 （略）

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二 （略）

2 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利が次に掲げる要件

に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記録した電磁的記録を提供すること。

3～5 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一～三 (略)

四 第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二の四第三項並びに第十三条第二項第二号ハの規定による承認

2 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に

に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、法第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、前項に規定する者並びに適格機関投資家以外の者であつて投資に関する知識及び経験を有するものとして内閣府令で定めるものとする。

一～三 (略)

四 当該権利に係る契約の締結までに、出資者に対し、前三号に掲げる要件に該当する旨を記載した書面を交付し、又はその旨を記録した電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を提供すること。

3～5 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一～三 (略)

四 第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二の四第三項の規定による承認

2 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に

掲げる罪とする。

一 (略)

二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪

三 九 (略)

掲げる罪とする。

一 (略)

二 法第百九十七条の二第一号から第十号の三まで、第十号の七又は第十三号から第十五号までの罪

三 九 (略)

改 正 案	現 行
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 十（略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第一項第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二 五十一（略）	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 十（略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二 五十一（略）

改 正 案	現 行
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第一項第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二〇五十一 （略）	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）<u>、第百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）</u>、第百九十七条の三又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪 十二〇五十一 （略）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第百九十七条の二第一項（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一～十二 （略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百七条第一項（第一号、第二号（同法第百九十七条の二（第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三号（同法第百九十八条第一項（第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四号（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第五号（同法第二百条（第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六号（同法第二百五条（第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪 十四～四十五 （略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七条第一項、第九十七条の二第一項(第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十八条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十九条、第二百条(第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百三条第三項、第二百五条(第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。又は第二百七条第一項(第一号(同法第九十七条の二第一項に係る部分に限る。)、第二号(同法第九十七条の二第一項に係る部分に限る。)、第三号(同法第九十八条第一項に係る部分に限る。)、第四号(同法第九十九条に係る部分に限る。)、第五号(同法第二百条に係る部分に限る。))及び第六号(同法第二百五条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の罪

十四〇四十七 (略)

げる罪とする。

一〇十二 (略)

十三 金融商品取引法第九十七条第一項、第九十七条の二(第一号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十八条第一項(第八号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第九十九条、第二百条(第一号から第十二号の二まで、第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百三条第三項、第二百五条(第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。又は第二百七条第一項(第一号(同法第九十七条の二に係る部分に限る。)、第二号(同法第九十八条第一項に係る部分に限る。)、第三号(同法第九十九条に係る部分に限る。)、第四号(同法第二百条に係る部分に限る。))及び第六号(同法第二百五条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。の罪

十四〇四十七 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法施行令第十四条、第十四条の三の八及び第十四条の三の十一第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(公開買付けに関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（附則第五条において「新金融商品取引法施行令」という。）第七条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（附則第四条において「新金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等について適用し、施行日前に行った改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（次条及び附則第四条において「旧金融商品取引法」という。）第二十七条の二第一項に規定する株券等の同項に規定する買付け等については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行った旧金融商品取引法第二十七条の三第二項に規定する公開買付開始公告に係る金融商品取引法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに関する第一条の規定による改正前の金融商品取引法施行令（次条において「旧金融商品取引法施行令」という。）第三章第一節の規定の適用については、なお従前の例による。

(大量保有報告書に関する経過措置)

第四条 株券等（金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の保有者（旧金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する保有者をいう。以下この条において同じ。）であつて、当該株券等の発行者（金融商品取引法第二十七条の二十三第三項に規定する発行者をいう。）が発行する株券等の他の保有者との政令の施行の際現に旧金融商品取引法施行令第十四条の七第一項第一号に掲げる関係又は同条第二項の規定によりみなして適用される同条第一項第二号から第四号までに掲げる関係にある者は、この政令の施行により当該保有者が新金融商品取引法第二十七条の二十三第六項の規定により同条第五項に規定する共同保有者とみなされる者に該当しないこととなることに伴う金融商品取引法第二十七条の二十三第一項に規定する大量保有報告書又は同法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更について、同法第二十七条の二十五第一項に規定する変更報告書及び同法第二十七条の二十六第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出を要しない。

第五条 施行日前に次の各号に掲げる規定により当該各号に定める書類を提出しなければならないこととなった場合における当該書類の提出については、新金融商品取引法施行令第十四条の八の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 金融商品取引法第二十七条の二十三第一項 同項に規定する大量保有報告書

二 金融商品取引法第二十七条の二十五第一項 同項に規定する変更報告書

三 金融商品取引法第二十七条の二十六第一項 同項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

四 金融商品取引法第二十七条の二十六第二項 同項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

五 金融商品取引法第二十七条の二十六第四項 同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書

六 金融商品取引法第二十七条の二十六第五項 同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為並びに附則第二条、第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。